

「幼児期における学校教育・保育」と「地域子ども・子育て支援事業」の量の見込みと確保にあたっての圏域の考え方

区分	事業名	圏域	圏域の考え方
教育・保育	(1) 認定こども園及び幼稚園	3 圏域	圏域間の移動（居住地と利用施設の所在地の違い）を加味する。
	(2) 認定こども園及び保育所、地域型保育	3 圏域	圏域間の移動（居住地と利用施設の所在地の違い）を加味する。
地域子ども・子育て支援事業	(1) 時間外保育事業	3 圏域	保育所を整備することで利用定員が確保されることを想定しているため、3 圏域で確保方策を検討する。
	(2) 放課後児童健全育成事業	3 圏域	3 圏域にて確保方策を講じるが、小学校区単位の実態に合わせ検討する。
	(3) 子育て短期支援事業	市全域	養育困難な在宅の子育て家庭の支援を行う制度であり、限られたニーズに対応するため、市全域で確保していく。
	(4) 地域子育て支援拠点事業	3 圏域	身近な地域における交流・相談機能として拡充していくことから、3 圏域別に施設の適正な配置や事業のあり方について検討を行う。
	(5) 一時預かり事業（幼稚園における在園児を対象とした一時預かり（預かり保育））	市全域	当事業を実施する幼稚園の在園児の利用希望について、それぞれの園にて対応するものであることから、計画としての圏域は市全域とする。
	(6) 一時預かり事業（在園児対象型を除く）、子育て援助活動支援事業（病児・緊急対応強化事業を除く）、子育て短期支援事業（トワイライトステイ）	市全域	当事業を実施する保育所は認可保育所だけでなく、認可外保育所が含まれるとともに、ファミリー・サポート・センター等の多様な資源が混在することから、圏域は市全域とする。
	(7) 病児保育事業、子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業〔病児・緊急対応強化事業〕）	市全域	
	(8) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）（就学児のみ）	市全域	援助を受けることを希望する者（依頼会員）と、援助を行うことを希望する者（提供会員）との相互援助活動により、一時預かり事業を実施するものであり、会員を増やしていくことが確保方策となることから、圏域は市全域とする。
	(9) 利用者支援事業	市全域	新制度の施行にあたって、保護者等からの問い合わせも見込まれるため、広範な子育て支援情報の提供や相談についての役割を鑑みて、当初は市役所における対応となることから、圏域は市全域とする。
	(10) 乳児家庭全戸訪問事業	市全域	確保方策は、生後 4 か月までの乳児のいる家庭を訪問する実施体制であることから、圏域は市全域とする。
	(11) 養育支援訪問事業等	市全域	確保方策は、必要とする家庭を訪問し、指導・助言を行う実施体制であることから、圏域は市全域とする。
	(12) 妊婦健康診査	市全域	確保方策は、医療機関において行っていく実施体制であることから、圏域は市全域とする。